

はくい農業協同組合	羽咋市太田町と105番地	多機能ホーム J A たんぼぼ	羽咋郡宝達志水町子浦そ16番地1	〃
社会福祉法人 加賀福祉会	加賀市片山津町ム30番	やわらぎ太子の家 美川	白山市美川北町ル73番1	平成25年9月20日
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88番地	訪問看護ステーション「アイリス」	能美市辰口町971番地	平成25年10月1日
社会福祉法人 あさひ会	小松市安宅町ル1番地28	小規模多機能はまひるがお	小松市下牧町ニ95番地1	〃
有限会社 エンジェル	白山市石同新町155番地	グループホーム ほたる	白山市石同新町155番地	〃
株式会社 愛昂	河北郡津幡町字川尻タ51番地	デイサービスセンター 恵比寿	河北郡津幡町川尻タ51番地	〃
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	さくら薬局 七尾店	七尾市小丸山台3-96	〃
〃	〃	さくら薬局 加賀店	加賀市大聖寺八間道3番地	〃
〃	〃	さくら薬局 羽咋的場店	羽咋市的場町稲荷山出口10-1	〃
〃	〃	さくら薬局 河北内灘店	河北郡内灘町大学1-1-6 サンライズビル	〃
〃	〃	さくら薬局 能登うしつ店	鳳珠郡能登町字出津タ98-1	〃

石川県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	ニチイケアセンター小松	小松市日の出町1丁目126番地	平成25年9月1日
有限会社ピリポ	小松市今江町7丁目18番地1	ほっと今江 居宅介護支援事業所	小松市今江町7丁目18番地1	平成25年10月1日
株式会社 オールケアサービス	羽咋市大川町2丁目77番地1	オールケアサービス 羽咋	羽咋市大川町2丁目77番地1	〃
株式会社 愛昂	河北郡津幡町字川尻タ51番地	デイサービスセンター 恵比寿	河北郡津幡町川尻タ51番地	〃

石川県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター 小松	小松市日の出町1丁目 126番地 ソレアード101	平成21年 12月31日
医療法人社団 愛康会	小松市土居原町27番地	加登病院	小松市土居原町27番地	平成25年 8月4日
株式会社 中村産業	かほく市白尾ナ42番地1	株式会社中村産業デイ サービスセンター 恵 比寿	河北郡津幡町川尻タ51番 地	平成25年 9月30日

石川県告示第471号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 来夢	金沢市塚崎町ホ23番地	らいむ森本	河北郡津幡町字太田ほ40 番1	平成25年 8月1日
医療法人社団 愛康会	小松市沖周辺土地区画整 理事業施行地内仮地番5 街区30号	小松ソフィア病院	小松市沖周辺土地区画整 理事業施行地内仮地番5 街区30号	平成25年 8月5日
株式会社 ナチュラル ライフ	金沢市沖町ニ31	吉竹らいふ薬局	小松市吉竹町4丁目221 番地	平成25年 9月1日
はくい農業協同組合	羽咋市太田町と105番地	多機能ホーム JAた んぽぽ	羽咋郡宝達志水町子浦そ 16番地1	〃
社会福祉法人 加賀福 祉会	加賀市片山津町ム30番	やわらぎ太子の家 美 川	白山市美川北町ル73番1	平成25年 9月20日
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88番地	訪問看護ステーション 「アイリス」	能美市辰口町971番地	平成25年 10月1日
社会福祉法人 あさひ 会	小松市安宅町ル1番地28	小規模多機能はまひる がお	小松市下牧町ニ95番地1	〃
有限会社 エンジェル	白山市石同新町155番地	グループホーム ほた る	白山市石同新町155番地	〃
株式会社 愛昂	河北郡津幡町字川尻タ51 番地	デイサービスセンター 恵比寿	河北郡津幡町川尻タ51番 地	〃
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一 丁目1番1号	さくら薬局 七尾店	七尾市小丸山台3-96	〃
〃	〃	さくら薬局 加賀店	加賀市大聖寺八間道3番 地	〃
〃	〃	さくら薬局 羽咋的場 店	羽咋市の場町稻荷山出口 10-1	〃
〃	〃	さくら薬局 河北内灘 店	河北郡内灘町大学1-1 -6 サンライズビル	〃

〃	〃	さくら薬局 能登うし つ店	鳳珠郡能登町字出津タ98 - 1	〃
---	---	------------------	---------------------	---

石川県告示第472号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	ニチイケアセンター小松	小松市日の出町1丁目126番地	平成25年 9月1日
有限会社ピリポ	小松市今江町7丁目18番地1	ほっと今江 居宅介護支援事業所	小松市今江町7丁目18番地1	平成25年 10月1日
株式会社 オールケアサービス	羽咋市大川町2丁目77番地1	オールケアサービス羽咋	羽咋市大川町2丁目77番地1	〃
株式会社 愛昂	河北郡津幡町字川尻タ51番地	デイサービスセンター 恵比寿	河北郡津幡町川尻タ51番地	〃

石川県告示第473号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター小松	小松市日の出町1丁目126番地 ソレアード101	平成21年 12月31日
医療法人社団 愛康会	小松市土居原町27番地	加登病院	小松市土居原町27番地	平成25年 8月4日
株式会社 中村産業	かほく市白尾ナ42番地1	株式会社中村産業デイサービスセンター 恵比寿	河北郡津幡町川尻タ51番地	平成25年 9月30日

石川県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
寺 中 西 金 沢 線	金沢市二ツ寺町イ103番1地先から	旧	20.48 ~ 31.38	92.0	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
	金沢市二ツ寺町イ71番3地先まで	新	31.38 ~ 53.02	92.0	

石川県告示第475号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
寺 中 西 金 沢 線	金沢市二ツ寺町イ103番1地先から 金沢市二ツ寺町イ71番3地先まで	平 成 2 5 年 1 1 月 2 6 日	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課

石川県告示第476号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成26年2月22日から施行する。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行伏見台支店の項を次のように改める。

伏	株式会社北国銀行伏見台支店	金沢市久安2丁目	安原・高橋川工事事務所
---	---------------	----------	-------------

表の株式会社北国銀行横川支店の項を削る。

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称
NPO法人 能力開発
- 3 代表者の氏名
米本 裕子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市中村町28番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の

実現に貢献することを目的とする。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

A重油 480,000リットル

(2) 調達件名の特質等

JIS 1種2号（硫黄含有量1.0パーセント以下）

(3) 納入期間

平成26年1月1日から同年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

A重油 240,000リットル（平成26年4月1日から同年6月30日まで）平成26年2月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該購入物品を指定した日時及び場所に納入できることを証明する書類等入札説明書に示す関係書類を平成25年12月13日（金）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年12月26日（木）午後1時30分（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成25年12月26日（木）午後2時 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Heavy oil A Grade 480,000ℓ

(2) Delivery period

From 1 January 2014 through 31 March 2014

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

Noon 26 December 2013

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural

Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530

Japan TEL 076-238-7859

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
石 川 さやか	県内全域	白山市鶴来水戸町ノ1番地 白山石川医療企業団 公立つるぎ病院
小 幡 美 智	〃	〃
井 美 暢 子	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		変更年月日
	新	旧	
岡 島 正 樹	小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番5街区30号 小松ソ フィア病院	小松市土居原町27番地 医療法 人社団愛康会 加登病院	平成25年10月15日
古 莊 浩 司	〃	〃	〃
加 登 康 洋	〃	〃	〃
高 村 雅 之	〃	〃	〃
岩 佐 和 夫	〃	〃	〃
薄 井 莊 一 郎	〃	〃	〃
阿 呆 未 来	〃	〃	〃
山 下 竜 也	〃	〃	〃
山 内 博 行	〃	〃	〃
加 藤 健 一 郎	〃	〃	〃
山 下 太 郎	〃	〃	〃
荒 谷 穰 治	〃	〃	〃
藤 井 瑞 枝	〃	〃	〃
福 井 清 数	〃	〃	〃
山 田 和 俊	〃	〃	〃
松 井 知 治	〃	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
高 野 昭 夫	小松市日吉町61番地 高野小児科医院	平成25年9月30日
加 登 大 介	小松市土居原町27番地 加登病院	〃
岩 田 恭 宜	〃	〃
御 簾 博 文	〃	〃
宮 城 徹 三 郎	小松市岩淵町46番地2 介護老人保健施設 グリーン・ポ ート小松	〃
亀 田 正 二	小松市向本折町ホ60 国民健康保険 小松市民病院	〃
丹 保 裕 一	〃	〃
齋 木 優 子	〃	〃
渡 辺 知 志	〃	〃
和 田 健 吾	〃	〃
久 保 達 哉	〃	〃
吉 牟 田 剛	〃	〃
杉 原 雅 子	〃	〃
佐 藤 啓	〃	〃
齋 藤 千 鶴	〃	〃
横 山 隆	小松市下栗津町み1 小松みなみ診療所	〃
加 藤 真 一	〃	〃

牧 本 充 生	小松市龍助町42 十慈医院	〃
勝 木 建 一	小松市八幡イ13番地1 公益財団法人北陸体力科学研究所附属 スポーツクリニック	〃
笠 原 文 和	〃	〃
小 林 眞	〃	〃
山 崎 四 郎	〃	〃
中 西 由美子	〃	〃
高 橋 幸 代	〃	〃
澤 村 俊 孝	小松市大領中町3丁目121番地 東病院	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年11月27日から同年12月25日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
柳田西部地区	県営中山間地域総合整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町役場

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年11月26日

石川県選挙管理委員会

（政党の支部）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県金沢市第二十九支部	高 誠	中 野 晴 行	金沢市東長江町ぬ40	平成25年10月2日

（政党の支部以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
かいどう昌信後援会	坂 本 晃 志	西 川 方 敏	能美市緑が丘4丁目183番地	平成25年10月3日

不嶋豊和を支える 女性部「稲穂の会」	上 坂 トシエ	上 坂 真 帆	七尾市相生町72	平成25年10月11日
-----------------------	---------	---------	----------	-------------

石川県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党石川県 参議院選挙区第一支部	会計責任者	町 岡 光 則	渡 辺 智 康	平成25年10月3日
自由民主党石川県 金沢市第二十四支部	主たる事務 所の所在地	金沢市泉本町2丁目89 番地4	金沢市久安4丁目295 番地	平成25年10月4日
自由民主党金沢支部	代 表 者	中 村 勲	紐 野 義 昭	平成25年10月11日
	会計責任者	久 保 洋 子	高 岩 勝 人	平成25年10月11日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
山田修路後援会連合会	主たる事務 所の所在地	金沢市駅西本町3丁目 14-24	金沢市中村町21-18	平成25年10月3日
	代 表 者	安 田 舜 一 郎	和 澤 吉 治 郎	平成25年10月3日
	会計責任者	町 岡 光 則	西 井 秀 一 郎	平成25年10月3日
谷本正憲石川県連合後援会	代 表 者	安 田 舜 一 郎	宮 太 郎	平成25年10月16日

石川県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
中 村 ひ ろ ひ こ 石 川 県 後 援 会	平成25年10月1日
近 松 み き 子 後 援 会	平成25年10月9日
政 和 会	平成25年10月11日